

福岡市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱

平成29年3月30日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関する条例（平成28年福岡市条例第54号）第4条第1号アに規定する第1号訪問事業及び同号イに規定する第1号通所事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の例による。

(サービスの提供)

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業で実施するサービス（以下単に「サービス」という。）の提供は、地域包括支援センターが、居宅要支援被保険者等の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定することとする。

2 サービスは、高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うものとする。

(サービスの内容)

第4条 市長は、第1号訪問事業及び第1号通所事業として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 第1号訪問事業

ア 介護予防型訪問サービス

法第115条の45の3第1項の規定による指定（以下「指定」とい

う。)を受けた者(以下「指定事業者」という。)により実施する施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス

イ 生活支援型訪問サービス

第1号訪問事業のうち介護予防型訪問サービス以外のサービス(指定事業者により実施するものに限る)

(2) 第1号通所事業

ア 介護予防型通所サービス

指定事業者により実施する施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス

イ 生活支援型通所サービス

第1号通所事業のうち介護予防型通所サービス以外のサービス(指定事業者により実施するものに限る)

(指定の申請等)

第5条 法第115条の45の5第1項の申請(以下「指定申請」という。)は、指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、指定申請を受けた場合において、指定をしたときは、指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定事業者の指定)

第6条 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしない。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 申請者(当該指定申請に係る法人の役員等を含む。第4号から第8号まで及び第10号から第13号までにおいて同じ。)が、暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(3) 申請者が、第8条に規定する基準に従って適正な運営をすることがで

きないと認められるとき。

- (4) 申請者が、禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該指定申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第77条第1項、法第78条の10、法第115条の35第6項又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合は、当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合は、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、こ

の号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者と密接な関係を有する者（法第70条第2項第6号の3に規定する密接な関係を有する者をいう。）が、法第77条第1項、法第78条の10、法第115条の35第6項又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (10) 申請者が法第77条第1項、法第78条の10、法第115条の35第6項又は法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、法第78条の5第2項又は施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 前号に規定する期間内に法第75条第2項、法第78条の5第2項又は施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、法第76条第1項、法第78条の7第1項若しくは法第115条の45の7第1項の規定による検査又は法第115条の35第4項の規定による調査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第77条

第1項、法第78条の10、法第115条の35第6項又は法第115条の45の9の規定による指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省省令で定めるところにより都道府県知事又は市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該指定の日をいう。)までの間に法第75条第2項、法第78条の5第2項又は施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(13) 申請者が、当該指定申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市長は、指定を行うに当たって、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(指定の変更等の届出)

第7条 指定事業者は、事業所の名称及び所在地又は開設者の住所その他施行規則第140条の63の5第1項に定める事項の変更に係るものにあつては、変更届出書(様式第3号)により届出を行うものとする。

2 指定事業者は、事業所の再開に係るものにあつては、再開届出書(様式第4号)により届出を行うものとする。

3 指定事業者は、事業所の廃止(休止)に係るものにあつては廃止(休止)届出書(様式第5号)により、それぞれ行うものとする。

(指定の基準)

第8条 指定事業者は、市長が別に定める基準に従い事業を行うものとする。

(指定期間)

第9条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年間とする。ただし、申請者が法第41条第1項の規定による指定を受けた指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は法第42条の2第1項の規定による指定を受けた指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」

という。)であり、同一の事業所において同種のサービスを実施する場合は、当該期間は、当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間満了日までの期間とする。

(指定の辞退)

第10条 指定事業者は、指定の辞退に係るものにあつては、指定辞退届出書(様式第6号)により行うものとする。

(指定の取消し)

第11条 市長は、指定の取消し又は期間を定めたその指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)をしたときは、指定取消通知書(様式第7号)により、当該指定の取消し等を受けた者に通知するものとする。

(指定の更新)

第12条 指定の更新の申請は、指定更新申請書(様式第8号)により行うものとする。

(指導及び監査)

第13条 市長は、第1号訪問事業及び第1号通所事業の適正かつ有効な実施のため、第1号訪問事業及び第1号通所事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(サービスに要する費用の額の算定)

第14条 サービスに要する費用の額は、別表1に掲げる1単位の単価に別表2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、高齢社会部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 別表2の3 介護予防型通所サービス費のハ、ヘ及びヨの(1)の③、
(2)の③、(3)の③並びに4 生活支援型通所サービス費のハ、ヘ及びト
の(1)の③は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表1 (第14条)

サービス種類	1単位の単価
介護予防型訪問サービス	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に福岡市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援型訪問サービス	
介護予防型通所サービス	単価告示の規定により10円に福岡市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
生活支援型通所サービス	

別表2（第14条）

介護予防型訪問サービス費及び生活支援型訪問サービス費、介護予防型通所サービス費及び生活支援型通所サービス費は、以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発第0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

1 介護予防型訪問サービス費

イ 訪問型独自サービスⅠ 1,176単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型独自サービスⅡ 2,349単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型独自サービスⅢ 3,727単位

（要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）

ニ 訪問型独自サービスⅣ 268単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の訪問・1月の中で4回まで）

ホ 訪問型独自サービスⅤ 272単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の訪問・1月の中で8回まで）

ヘ 訪問型独自サービスⅥ 287単位

（要支援2 1回につき・週2回を超える程度の訪問・1月の中で12回まで）

ト 初回加算 200単位（1月につき）

チ 生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

リ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) イからチまでにより算定した単位数の
 $137/1,000$ に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) イからチまでにより算定した単位数の
 $100/1,000$ に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) イからチまでにより算定した単位数の
 $55/1,000$ に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の $90/100$
に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の $80/100$
に相当する単位数~~

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) イからチまでにより算定した単
位数の $63/1,000$ に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) イからチまでにより算定した単
位数の $42/1,000$ に相当する単位数

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからチまでにより算定した単
位数の $24/1,000$ に相当する単位数

注1 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修
課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからへま
でを算定しない。

注2 イからへまでについて、介護予防型訪問サービス事業所（介護予防型
訪問サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物
と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防型訪問
サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物
等」という。）に居住する利用者又は介護予防型訪問サービス事業所に
おける1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一
敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防型訪問サ
ービスを行った場合は、所定単位数の $90/100$ に相当する単位数を算定す

る。

注3 イからへまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防型訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 イからへまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である介護予防型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 イからへまでについて、介護予防型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、イからへまでを算定しない。

注7 利用者が一の介護予防型訪問サービス事業所において介護予防型訪問サービスを受けている間は、当該介護予防型訪問サービス事業所以外の介護予防型訪問サービス事業所が介護予防型訪問サービスを行った場合に、イからへまでを算定しない。ただし、当該複数の介護予防型訪問サービス事業所がいずれもニからへまでのいずれかの算定に係る介護予防型訪問サービスを行った場合は、この限りでない。

注8 トについて、介護予防型訪問サービス事業所において、新規に介護予防型訪問サービス計画（福岡市指定介護予防型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護予防型訪問サービス基

準」という。)第41条第1項第2号に規定する介護予防型訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定介護予防型訪問サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の介護予防型訪問サービスを行った日の属する月に介護予防型訪問サービスを行った場合又は当該介護予防型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防型訪問サービスを行った日の属する月に介護予防型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注9 チ(1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(以下「指定介護予防サービス条例」という)第42条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防型訪問サービス計画を作成し、当該介護予防型訪問サービス計画に基づく介護予防型訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注10 チ(2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介

介護予防サービス条例第41条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス条例第62条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防型訪問サービス計画に基づく介護予防型訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（1）を算定している場合は、算定しない。

注11 リについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（（4）及び（5）については、令和4年3月31日までの間）、（1）から（3）までの単位数を所定単位数に加算する。ただし、（1）から（3）までのいずれかの加算を算定している場合においては、（1）から（3）までのその他の加算は算定しない。

注12 ヌについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、（1）及び（2）の単位数を所定単位数に加算する。ただし、（1）及び（2）のいずれかの加算を算定している場合においては、（1）及び（2）のその他の加算は算定しない。

注13 ルについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型

訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型訪問サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。

注14 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」並びに「事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

~~注14 イからヘまでについて、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。~~

2 生活支援型訪問サービス費

- イ 訪問型独自サービスⅠ／2 851単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)
- ロ 訪問型独自サービスⅡ／2 1,701単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)
- ハ 訪問型独自サービスⅢ／2 2,698単位
(要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)
- ニ 訪問型独自サービスⅣ／2 194単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の訪問・1月の中で4回まで)
- ホ 訪問型独自サービスⅤ／2 197単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の訪問・1月の中で8回まで)
- ヘ 訪問型独自サービスⅥ／2 208単位
(要支援2 1回につき・週2回を超える程度の訪問・1月の中で12回まで)
- ト 初回加算／2 145単位 (1月につき)
- チ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) イからトまでにより算定した単位数の
 $137/1,000$ に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) イからトまでにより算定した単位数の
 $100/1,000$ に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) イからトまでにより算定した単位数の
 $55/1,000$ に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の $90/100$
に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の $80/100$
に相当する単位数~~

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからトまでにより算定した単
位数の $24/1,000$ に相当する単位数

注1 イからへまでについて、生活支援型訪問サービス事業所（生活支援型
訪問サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物
と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは生活支援型訪問
サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物
等」という。）に居住する利用者又は生活支援型訪問サービス事業所
における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一
敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、生活支援型訪問サ
ービスを行った場合は、所定単位数の $90/100$ に相当する単位数を算定す
る。

注2 イからへまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する生
活支援型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該
地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使
用される事務所の訪問介護員等が生活支援型訪問サービスを行った場合
は、特別地域加算として、所定単位数の $15/100$ に相当する単位数を所定
単位数に加算する。

注3 イからへまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、か
つ、1月当たり実利用者数が5人以下である生活支援型訪問サービス事

業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が生活支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 イからへまでについて、生活支援型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、イからへまでを算定しない。

注6 利用者が一の生活支援型訪問サービス事業所において生活支援型訪問サービスを受けている間は、当該生活支援型訪問サービス事業所以外の生活支援型訪問サービス事業所が生活支援型訪問サービスを行った場合に、イからへまでを算定しない。ただし、当該複数の生活支援型訪問サービス事業所がいずれもニからへまでのいずれかの算定に係る生活支援型訪問サービスを行った場合は、この限りでない。

注7 トについて、生活支援型訪問サービス事業所において、訪問事業責任者（福岡市指定生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に生活支援型訪問サービスを行った場合又は当該生活支援型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に生活支援型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注8 チについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、生活支援型訪問サービスを行った

場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間
~~(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間~~、(1)
から(3)までの単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)から
(3)までのいずれかの加算を算定している場合においては、(1)か
ら(3)までのその他の加算は算定しない。

注9 リについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員
等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援型
訪問サービス事業所が、利用者に対し、生活支援型訪問サービスを行っ
た場合は、所定単位数に加算する。

注10 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加
算」、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」
及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」並びに「事業
所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサ
ービスを行う場合」は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

~~注10 イからヘまでについて、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の
1,001/1,000に相当する単位数を算定する。~~

3 介護予防型通所サービス費

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 (1月につき) 1,672単位
- (2) 要支援2 (1月につき・週2回程度の通所) 3,428単位
- (3) 要支援2 (1月につき・週1回程度の通所) 1,672単位
- (4) 事業対象者・要支援1 (1回につき・週1回程度の通所・1月の中で
4回まで) 384単位
- (5) 要支援2 (1回につき・週2回程度の通所・1月の中で8回まで)
395単位
- (6) 要支援2 (1回につき・週1回程度の通所・1月の中で4回まで)
384単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

ハ 運動器機能向上加算 225単位 (1月につき)

- ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）
- ホ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）
- へ 栄養改善加算 200単位（1月につき）
- ト 口腔機能向上加算
 - （1）口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）
 - （2）口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）
- チ 選択的サービス複数実施加算
 - （1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
 - ①運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
 - ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - ③栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - （2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- リ 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- ヌ サービス提供体制強化加算
 - （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - ①事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）
 - ②要支援2 176単位（1月につき・週2回程度）
 - ③要支援2 88単位（1月につき・週1回程度）
 - （2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ①事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ②要支援2 144単位（1月につき・週2回程度）
 - ③要支援2 72単位（1月につき・週1回程度）
 - （3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 - ①事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
 - ②要支援2 48単位（1月につき・週2回程度）
 - ③要支援2 24単位（1月につき・週1回程度）
- ル 生活機能向上連携加算
 - （1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

※3月に1回を限度とする。

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位(1月につき)

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位(1回につき)

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位(1回につき)

※6月に1回を限度とする。

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)

カ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単位数の
59/1,000に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単位数の
43/1,000に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからワまでにより算定した単位数の
23/1,000に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の90/100
に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の80/100
に相当する単位数~~

コ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単
位数の12/1,000に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単
位数の10/1,000に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからワまでにより算定した単
位数の11/1,000に相当する単位数

注1 イについて、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に
厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に70/100を乗
じて算定する。

注2 イについて、介護予防型通所サービス事業所（介護予防型通所サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従業者（福岡市指定介護予防型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護予防型通所サービス基準」という）第5条第1項に規定する指定介護予防型通所サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防型通所サービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、イは算定しない。

注4 利用者が一の介護予防型通所サービス事業所において介護予防型通所サービスを受けている間は、当該介護予防型通所サービス事業所以外の介護予防型通所サービス事業所が介護予防型通所サービスを行った場合に、イは算定しない。ただし、当該複数の介護予防型通所サービス事業所がいずれもイ（4）から（6）までの算定に係る介護予防型通所サービスを行った場合は、この限りでない。

注5 介護予防型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防型通所サービス事業所と同一建物から介護予防型通所サービス事業所に通う者に対し、介護予防型通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ（1）、（3）、（4）又は（6）を算定している場合 376単位

イ（2）又は（5）を算定している場合 752単位

注6 ロについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有す

る複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防型通所サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防型通所サービス計画（指定介護予防型通所サービス基準第40条第1項第2号に規定する介護予防型通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- ロ 介護予防型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注7 ハについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言

語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

- ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防型通所サービス事業所であること。

注8 ニについて、受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注9 ホについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算

する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注10において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防型通所サービス事業所であること。

注10 へについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防型通所サービス事業所であること。

注11 トについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び注12において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき（1）及び（2）の単位数を所定単位数に加算する。ただし、（1）及び（2）のいずれかの加算を算定している場合においては、（1）及び（2）のその他の加算は算定しない。

注12 チについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき（1）及び（2）の単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、（1）及び（2）の加算は算定しない。また、（1）及び（2）のいずれかの加算を算定している場合においては、（1）及び（2）のその他の加算は算定しない。

注13 リについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（注7若しくは注10に掲げる基準又は注11に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た年

においては、届出の日から同年12月までの期間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

注14 ヌについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が利用者に対し介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき(1)から(3)までの所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までのいずれかの加算を算定している場合においては、(1)から(3)までのその他の加算は算定しない。

注15 ルについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、それぞれの単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)及び(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、(1)及び(2)のその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

注16 ヲについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護予防型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、(1)及び(2)の区分に応じ、1回につき(1)及び(2)の単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)及び(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、(1)及び(2)のその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

注17 ワについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市

長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し介護予防型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて介護予防型通所サービス計画を見直すなど、介護予防型通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他介護予防型通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

注18 カについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（~~（4）及び（5）については、令和4年3月31日までの間~~）、（1）から（3）までの単位数を所定単位数に加算する。ただし、（1）から（3）までのいずれかの加算を算定している場合においては、（1）から（3）までのその他の加算は算定しない。

注19 ヨについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、（1）及び（2）の単位数を所定単位数に加算する。ただし、（1）及び（2）のいずれかの加算を算定している場合においては、（1）及び（2）のその他の加算は算定しない。

注20 タについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防型通所サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。

注21 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防型通所サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

~~注21 イについて、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。~~

4 生活支援型通所サービス費

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1（1月につき） 1,324単位
- (2) 要支援2（1月につき・週2回程度の通所） 2,715単位
- (3) 要支援2（1月につき・週1回程度の通所） 1,324単位
- (4) 事業対象者・要支援1（1回につき・週1回程度の通所・1月の中で4回まで） 304単位
- (5) 要支援2（1回につき・週2回程度の通所・1月の中で8回まで） 313単位
- (6) 要支援2（1回につき・週1回程度の通所・1月の中で4回まで） 304単位

ロ サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 - ①事業対象者・要支援1 19単位（1月につき）
 - ②要支援2 38単位（1月につき・週2回程度）
 - ③要支援2 19単位（1月につき・週1回程度）

ハ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イ及びロにより算定した単位数の59/1,000に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ及びロにより算定した単位数の43/1,000に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イ及びロにより算定した単位数の23/

1,000に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の90/100に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の80/100に相当する単位数~~

ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算 イ及びロにより算定した単位数の11/1,000に相当する単位数

注1 イについて、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に70/100を乗じて算定する。

注2 イについて、生活支援型通所サービス事業所（生活支援型通所サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従業者（福岡市指定生活支援型通所サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定生活支援型通所サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定生活支援型通所サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援型通所サービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、イは算定しない。

注4 利用者が一の生活支援型通所サービス事業所において生活支援型通所サービスを受けている間は、当該生活支援型通所サービス事業所以外の生活支援型通所サービス事業所が生活支援型通所サービスを行った場合に、イは算定しない。ただし、当該複数の生活支援型通所サービス事業所がいずれもイ（4）から（6）までの算定に係る生活支援型通所サービスを行った場合は、この限りでない。

注5 生活支援型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は生活支援型通所サービス事業所と同一建物から生活支援型通所サービス事業所に

通う者に対し、生活支援型通所サービスを行った場合は、1月につきそれぞれ以下のおり減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ（１）、（３）、（４）又は（６）を算定している場合 298単位

イ（２）又は（５）を算定している場合 596単位

注6 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た生活支援型通所サービス事業所が利用者に対し生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき所定単位数を加算する。

注7 ハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援型通所サービス事業所が、利用者に対し、生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間
~~（（４）及び（５）については、令和4年3月31日までの間）~~、（１）から（**3**）までの単位数を所定単位数に加算する。ただし、（１）から（**3**）までのいずれかの加算を算定している場合においては、（１）から（**3**）までのその他の加算は算定しない。

注8 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援型通所サービス事業所が、利用者に対し、生活支援型通所サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。

注9 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に生活支援型通所サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「**介護職員等ベースアップ等支援加算**」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

~~注9 イについて、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1,001／~~

1,000に相当する単位数を算定する。